

目 次

第1章 総 則

1 2

- 第1項 目的、権限の委任等 3
- 第2項 適用事業所 13

第2章 被保険者等

21 12

- 第1項 当然被保険者（強制加入被保険者） 23
- 第2項 任意単独被保険者 38
- 第3項 高齢任意加入被保険者 40
- 第4項 第4種被保険者（任意継続被保険者） 47
- 第5項 資格の得喪の確認・期間計算等 50
- 第6項 届出等 54
- 第7項 年金手帳等 65

演習問題 / 70

第3章 標準報酬及び費用の負担

75 34

- 第1節 標準報酬 77 34
- 第1項 定義 77
- 第2項 標準報酬月額 79
- 第3項 標準報酬月額の決定・改定 81
- 第4項 養育期間中の標準報酬月額の特例 86
- 第5項 標準賞与額 91
- 第2節 費用の負担 92 38
- 第1項 国庫負担 92
- 第2項 保険料 93

演習問題 / 106

第4章 保険給付

111 46

- 第1節 保険給付の種類等 113 46

第2節	第1項	保険給付の種類及び裁定	113	46
	本来の老齢厚生年金		115	
	第1項	支給要件等及び失権	115	
	第2項	年金額	118	
	第3項	65歳以後の在職老齢年金（高在老）	137	
第3節	第4項	老齢厚生年金の支給の繰下げ・繰上げ	142	66
	特別支給の老齢厚生年金		156	
	第1項	支給要件及び失権	156	
	第2項	支給開始年齢	161	
	第3項	年金額	174	
	第4項	65歳未満の在職老齢年金（低在老）	176	
	第5項	失業等給付との調整	182	
第4節	第6項	繰上げ支給の老齢基礎年金との調整	191	80
	演習問題 / 200			
	障害厚生年金等		204	
	第1項	支給要件等	204	
	第2項	併合認定	214	
第5節	第3項	年金額	219	92
	第4項	支給停止及び失権	231	
	第5項	障害手当金	234	
	遺族厚生年金等		238	
	第1項	支給要件等	238	
	第2項	年金額	243	
	第3項	支給停止事由	255	
	第4項	失権	258	
	第5項	脱退一時金及び脱退手当金等	261	
	演習問題 / 268			

第5章 2以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例 273 114

過去問全肢
解析講座
テキスト

第1項 2以上の種別の被保険者であった期間を有する者の特例 ..	275
----------------------------------	-----

第6章 厚生年金保険事業の財政・年金額の改定 281 114

過去問全肢
解析講座
テキスト

第1項 厚生年金保険事業の財政	283
第2項 年金額及び年金額の改定	287

第7章 給付通則 289 116

第1項	支給期間等	291
第2項	内払処理・充当処理	297
第3項	併給調整	299
第4項	給付制限等	303

過去問全肢
解析講座
テキスト

第8章 合意分割・3号分割 307 130

第1節	合意分割の特例（離婚等をした場合における特例）	309	130
	第1項 合意分割の請求等	309	
	第2項 合意分割の効果	318	
第2節	3号分割の特例（被扶養配偶者である期間についての特例）	323	132
	第1項 3号分割の請求	323	

過去問全肢
解析講座
テキスト

第9章 積立金・厚生年金保険事業の運営改善に関する規定 331 138

第1項	積立金	333
第2項	厚生年金保険事業の運営改善に関する規定	334

過去問全肢
解析講座
テキスト

第10章 不服申立て・時効・罰則等 335 140

第1項	不服申立て	337
第2項	時効等	341
第3項	雑則・罰則	343

過去問全肢
解析講座
テキスト

第11章 存続厚生年金基金及び存続連合会 349 150

第1項	存続厚生年金基金	351
第2項	存続連合会	357
	演習問題	360

厚生年金保険法 条文 / 366

索引 / 404

第 1 章

過去問全肢解析講座 ▶ テキスト 2 頁

総 則



第1項 目的、権限の委任等

1 ■ 目的（法1条）

厚生年金保険法は、**労働者の老齢、障害又は死亡**について**保険給付**を行い、労働者及びその遺族の**生活の安定と福祉の向上**に寄与することを目的とする。

〔沿革〕

厚生年金保険法は、まず**工場の男子労働者**を対象として昭和16（1941）年に制定、**昭和17（1942）年から施行**された「**労働者年金保険法**」を、**昭和19（1944）年**に女子及び一般職員にも対象を拡大し、「**厚生年金保険法**」と改称して制定された法律である。一説では、適用対象者を拡大したのは、戦況が悪化し、戦費調達必要性が増したからだと言われている。



厚生年金保険法による保険給付は、業務上外を問わずに行われるため、同一の事由により労災保険法による保険給付と競合する場合は、原則として労災保険法による保険給付が減額されて支給される！

2 ■ 管掌（法2条）

厚生年金保険は、**政府**が、管掌する。

3 ■ 実施機関（法2条の5）

- ① 厚生年金保険法における**実施機関**は、次の(1)から(4)に掲げる事務の区分に応じ、当該(1)から(4)に定める者とする。

(1) (2)から(4)までに規定する被保険者以外の厚生年金保険の被保険者（以下「 第1号厚生年金被保険者 」という）の資格、第1号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第1号厚生年金被保険者であった期間（以下「第1号厚生年金被保険者期間」という）に基づく厚生年金保険法による保険給付、当該保険給付の受給権者、第1号厚生年金被保険者に係る国民年金法第94条の2第1項の規定による基礎年金拠出金の負担、第1号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金並びに第1号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務	厚生労働大臣
---	--------

(2) 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第2号厚生年金被保険者」という）の資格、第2号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第2号厚生年金被保険者であった期間（以下「第2号厚生年金被保険者期間」という）に基づく厚生年金保険法による保険給付、当該保険給付の受給権者、第2号厚生年金被保険者に係る国民年金法第94条の2第2項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第84条の5第1項の規定による拠出金の納付、第2号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金並びに第2号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務	国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
(3) 地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（以下「第3号厚生年金被保険者」という）の資格、第3号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第3号厚生年金被保険者であった期間（以下「第3号厚生年金被保険者期間」という）に基づく厚生年金保険法による保険給付、当該保険給付の受給権者、第3号厚生年金被保険者に係る国民年金法第94条の2第2項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第84条の5第1項の規定による拠出金の納付、第3号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金並びに第3号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会
(4) 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者（以下「第4号厚生年金被保険者」という）の資格、第4号厚生年金被保険者に係る標準報酬、事業所及び被保険者期間、第4号厚生年金被保険者であった期間（以下「第4号厚生年金被保険者期間」という）に基づく厚生年金保険法による保険給付、当該保険給付の受給権者、第4号厚生年金被保険者に係る国民年金法第94条の2第2項の規定による基礎年金拠出金の納付及び第84条の5第1項の規定による拠出金の納付、第4号厚生年金被保険者期間に係る保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金並びに第4号厚生年金被保険者の保険料に係る運用に関する事務	日本私立学校振興・共済事業団

- ② ①の(2)又は(3)に掲げる事務のうち、第84条の3 [交付金]、第84条の5 [拠出金及び政府の負担]、第84条の6 [拠出金の額]、第84条の8及び第84条の9 [報告等] の規定に係るものについては、**国家公務員共済組合連合会**又は**地方公務員共済組合連合会**が行い、その他の規定に係るものについては、政令で定めるところにより、①の(2)又は(3)に定める者のうち政令で定めるものが行う。

〔1〕被用者年金制度一元化（平成27年10月1日施行）

被用者年金制度については、**多様な生き方や働き方に公平な社会保障制度**を目指す平成24年2月17日の閣議決定「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、**公的年金制度の一元化**を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子高齢化の一層の進展等に備え、**年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高める**とともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという**公平性を確保**することにより、公的年金全体に対する**国民の信頼を高める**ため、厚生年金保険制度に共済年金制度（公務員及び私学教職員）を加入させることとし、厚生年金保険制度に吸収統合（一元化）することとされた。

〔2〕被保険者の種別及び実施機関

平成27年10月以降、厚生労働大臣（日本年金機構）、又は各共済組合等が実施機関となり、平成27年10月前の厚生年金保険又は共済年金の加入期間を含め、それぞれの加入期間ごとに、一元化後の厚生年金保険の決定・支払を行う。

被保険者の種別		実施機関
第1号厚生年金被保険者	民間企業の厚生年金保険の被保険者	厚生労働大臣（日本年金機構）
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員	国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者	日本私立学校振興・共済事業団

※第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者及び第4号厚生年金被保険者については、昭和20年10月2日以後に生まれた者、つまり、被用者年金制度一元化が施行された平成27年10月1日において70歳未満の者が、原則として一元化の対象となります。

〔3〕実施機関が担当する事務

実施機関は、被保険者の資格の得喪、標準報酬の決定（合意分割・3号分割による改定等を含む）、保険給付の決定（裁定）・支払、被保険者期間の管理、保険料徴収、積立金の管理・運用等を行う。

【実施期間に関する注意点】

第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者及び第4号厚生年金被保険者に係る手続等に関する規定は、共済各法にそれぞれ定められている。そのため、本テキストにおいては、過去問で出題されたものを除き、原則として第1号厚生年金被保険者に係る記載を中心としている。

〔ワンストップサービス〕

一の実施機関は、他の実施機関が行うこととされている厚生年金保険法等の規定による**受給権者の届出等**（一部のものを除く）の**受理及び当該届出等に係る事実についての審査に関する事務**を行うものとされている。つまり、一元化後の厚生年金保険法の規定による届出は、一部のものを除き、ワンストップサービスとして日本年金機構（年金事務所）又は各共済組合等の実施機関の窓口での受付が可能となっている。

【実施機関相互間の連絡調整】（法100条の3の2）

- ① **実施機関**は、被保険者等の**利便の向上**に資するため、政令で定めるところにより、他の実施機関の処理する事務の一部を行うものとする。
- ② ①の場合において、実施機関相互間の**連絡及び調整**に関し必要な事項は、**主務省令**で定める。

※第4章の2「積立金の運用」における**主務大臣**は、**厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣**とする（法100条の3の3）。



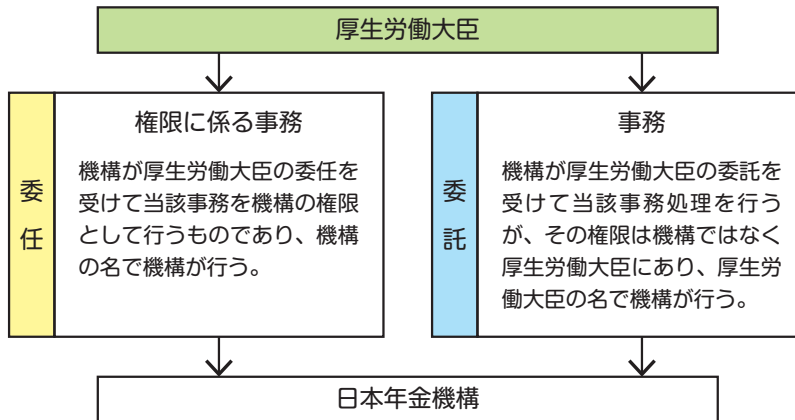
「主務大臣」とは、ある行政事務の遂行について主管権限をもつ大臣のことで、特定の大臣を明示できない場合に用いられます。「主務省令」も、特定の省令を明示できない場合に用いられます。

●主務省令（令4条の2の15）

第1号厚生年金被保険者	厚生労働省令
第2号厚生年金被保険者	財務省令
第3号厚生年金被保険者	内閣府令・総務省令・文部科学省令
第4号厚生年金被保険者	文部科学省令

4 ■ 権限の委任等

厚生労働大臣の権限に係る事務の一部は、日本年金機構（以下「機構」という）に行わせるものとされており、「機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任」と「機構への事務の委託」がある。



※日本年金機構は、社会保険庁の廃止に伴い、**平成22年1月**に新たに設立された**公法人**であり、厚生労働大臣の監督の下に、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業（「**政府管掌年金事業**」という）等の業務運営を担っている。

〔1〕 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任（法100条の4）

厚生労働大臣の権限に係る一定の事務は、機構に行わせるものとする。

【具体例】

- ・ 事業所の任意加入及び任意適用取消に係る申請の受理及び認可、一括適用事業所の承認 〈H22〉
- ・ 被保険者の資格の得喪の確認 〈H22〉
- ・ 標準報酬月額の設定又は改定
- ・ 標準賞与額の設定
- ・ 育児休業等期間中及び産前産後休業期間中の保険料免除に係る申出の受理
- ・ 合意分割に係る標準報酬の改定又は決定 〈H22〉
- ・ 受給権者又は加給年金額対象者に対する受診命令及び診断 〈H22〉
- ・ 国税滞納処分の例による処分及び市町村に対する処分の請求

〔2〕 機構への事務の委託（法100条の10第1項）

厚生労働大臣は、機構に、一定の事務を行わせるものとする。

【具体例】

- ・ 現物給与の価額の決定に係る事務（当該決定を除く）
- ・ 保険料の徴収に係る事務（一定の事務を除く）
- ・ 延滞金の徴収に係る事務（一定の事務を除く）
- ・ 障害厚生年金の額の改定に係る事務（加給年金額に係る生計維持の認定、増進改定請求及びその他障害との併合による改定請求の受理並びに当該改定に係る決定を除く）〈H19〉

〔3〕 機構が行う滞納処分に係る認可等（法100条の6第1項、3項）

- ① 機構は、滞納処分等を行う場合には、**あらかじめ、厚生労働大臣の認可**を受けるとともに、滞納処分等の実施に関する規程（以下「**滞納処分等実施規程**」という）に従い、**徴収職員**に行わせなければならない。〈H24〉
- ② 機構は、滞納処分等をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、**速やかに、その結果を厚生労働大臣に報告**しなければならない。〈H24〉

※徴収職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、**厚生労働大臣の認可**を受けて、**機構の理事長が任命**する。

〔滞納処分等実施規程の認可等〕（法100条の7）

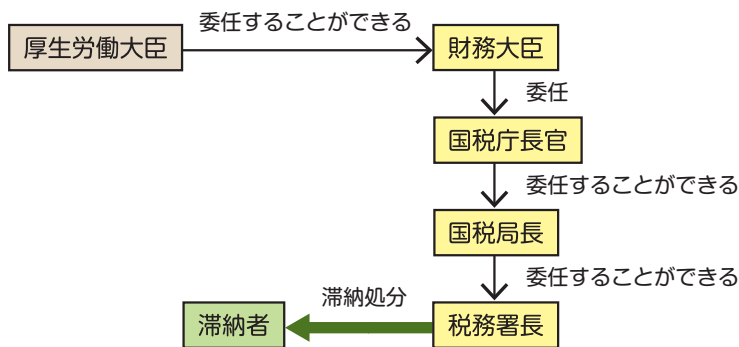
- ① 機構は、滞納処分等を行う場合には、**滞納処分等実施規程**を定め、**厚生労働大臣の認可**を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。〈H24〉
- ② **滞納処分等実施規程**には、差押えを行う時期、差押えに係る財産の選定方法その他の滞納処分等の**公正かつ確実な実施**を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。〈H24〉

〔4〕 財務大臣への権限の委任（法100条の5）

- ① **厚生労働大臣**は、滞納処分等その他の処分に係る納付義務者が滞納処分等その他の**処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれ**があることその他の事情があるため保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、**財務大臣**に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の**処分の権限の全部又は一部を委任**することができる。〈H24〉
- ② **財務大臣**は、①の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行ったときは、滞納処分等その他の処分の執行の状況及びその**結果を厚生労働大臣に報告**するものとする。
- ③ **財務大臣**は、①の規定により委任された権限及び②の規定による報告の権限を**国税庁長官**に委任する。
- ④ **国税庁長官**は、③の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する**国税局長**に委任することができる。
- ⑤ 国税局長は、④の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の事業所又は事務所の所在地を管轄する**税務署長**に委任することができる。

〔権限の委任の流れ〕

厚生労働大臣は、財産隠匿が疑われるような悪質な滞納者に対する滞納処分について必要があると認めるときは、機構からの申出に基づき、政令で定めるところにより、保険料の滞納処分の権限の全部又は一部を、**財務大臣**を通じて**国税庁長官**に委任することとされている。



【悪質な滞納者】

次のいずれにも該当するものをいう。

- ① 納付義務者が「**24月以上**」の保険料を滞納していること。〈H26〉
- ② 納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその**財産について隠ぺい**しているおそれがあること。〈H26〉
- ③ 納付義務者が滞納している保険料等の額が「**5千万円以上**」であること。〈H26〉
- ④ 滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料等の納付について**誠実な意思を有すると認められない**こと。〈H26〉

〔滞納処分に関する法律上の流れ〕

(法100条の4、法100条の5、法100条の6、法100条の7)

- (1) 滞納処分に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に委任されているが、機構は、滞納処分を行う場合には、あらかじめ、**厚生労働大臣の認可**を受けるとともに、**厚生労働大臣の認可**を受けて定めた**滞納処分等実施規程**に従い、徴収職員に行わせなければならない。
- (2) 機構は、滞納処分の権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、**厚生労働大臣自らその権限を行うよう求める**ことができ、厚生労働大臣は、機構から当該求めがあった場合において必要があると認めるとき等には、滞納処分の権限の全部又は一部を自ら行うものとされている。
- (3) 厚生労働大臣は、自ら行うこととした滞納処分に係る納付義務者が、**処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること**その他の政令で定める事情があるため保険料等の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、**財務大臣**に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分に権限の全部又は一部を委任することができる。



上記の規定は、ほとんど健康保険法と同じだということが分かりますね。

〔5〕 地方厚生局長等への権限の委任（法100条の9）

- ① 厚生年金保険法に規定する厚生労働大臣の権限（財務大臣への権限の委任に規定する厚生労働大臣の権限を除く）は、厚生労働省令（第28条の4〔**訂正請求に対する措置**〕に規定する厚生労働大臣の権限にあっては、政令）で定めるところにより、**地方厚生局長に委任**することができる。
- ② 上記①の規定により**地方厚生局長**に委任された権限は、厚生労働省令（第28条の4〔訂正請求に対する措置〕に規定する厚生労働大臣の権限にあっては、政令）で定めるところにより、**地方厚生支局長に委任**することができる。
- ③ 上記①の規定により第28条の4に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任された場合（②の規定により同条に規定する厚生労働大臣の権限が地方厚生支局長に委任された場合を含む）には、同条第3項中「**社会保障審議会**」とあるのは、「**地方厚生局に置かれる政令で定める審議会（地方年金記録訂正審議会）**」とする。〈H27選〉

1. 地方厚生局長等へ委任される権限

次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長等に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

- ・ 官公署等に対する資料の提供の求め（訂正請求に係るものに限る）及び報告の求め（訂正請求に係るものに限る）
- ・ 機構に行わせるものとされた権限に係る事務の全部又は一部を厚生労働大臣が自ら行うこととした場合における当該権限
- ・ 機構が滞納処分等を行う場合の認可及び徴収職員を任命する際の認可
- ・ 機構が滞納処分等を行った場合の結果の報告の受理
- ・ 機構が立入検査等を行う場合の認可
- ・ 保険料等の収納を行う機構の職員を任命する際の認可

※上記の権限のうち**地方厚生支局の管轄区域**に係るものは、**地方厚生支局長に委任**する。
ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

2. 訂正請求に対する措置に係る厚生労働大臣の権限の委任

- ① 法第28条の4〔**訂正請求に対する措置**〕に規定する厚生労働大臣の権限は、法第28条の2第1項の規定による訂正の請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する**地方厚生局長に委任**する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- ② 上記①の規定により地方厚生局長に委任された権限は、法第28条の2第1項の規定による訂正の請求を受理した日本年金機構の事務所の所在地を管轄する**地方厚生支局長に委任**する。ただし、地方厚生局長が自らその権限を行うことを妨げない。

〔機構が行う収納〕

- ① 厚生労働大臣は、政令で定める場合における保険料その他厚生年金保険法の規定による徴収金、年金たる保険給付の過誤払による返還金その他の厚生労働省令で定めるもの（保険料等）の収納を、政令で定めるところにより、**機構に行わせる**ことができる。〈H27〉
- ② ①の収納を行う機構の職員は、収納に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、**厚生労働大臣の認可**を受けて、**機構の理事長が任命**する。
- ③ 機構は、①の規定により保険料等の収納をしたときは、**遅滞なく**、これを**日本銀行に送付**しなければならない。〈H27〉

5 ■ 定義（法3条）

- ① 厚生年金保険法において、「**保険料納付済期間**」とは、国民年金法第5条第1項に規定する保険料納付済期間をいう。
- ② 厚生年金保険法において、「**保険料免除期間**」とは、国民年金法第5条第2項に規定する保険料免除期間をいう。
- ③ 厚生年金保険法において、「**配偶者**」、「**夫**」及び「**妻**」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。〈H22〉